漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十一号

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行期日は、平成二十九年四月一日とする。

農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十二号

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁船損害等補償法施行令の一部改正）

第一条　漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二条を削る。

第三条中「第十八条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定事故）

第三条　法第四十四条の二第三項の戦争及び変乱に準ずるものは、次のとおりとする。

一　襲撃

二　捕獲、拿捕又は抑留

第五条第二項中「の定める」を「で定める」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第三項中「添附された」を「添付された」に改める。

第六条第一項中「左に」を「次に」に、「作製し」を「作成し」に改める。

第七条第二項中「誤」を「誤り」に改める。

第八条中「及び法」を「及び」に改める。

第九条の二第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第十条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十二条の見出し中「又は特殊保険」を削り、同条第一項第一号中「又は特殊保険」を削り、「解てつされた」を「解撤された」に改め、同項第二号及び第三号中「若しくは特殊保険」及び「又は特殊保険」を削り、同項第四号及び第八号中「又は特殊保険」を削り、同項第九号中「普通損害保険」の下に「の基本部分（法第百十三条の四第一項に規定する基本部分をいう。以下同じ。）」を加え、「特殊保険事故に該当する事故」を「特定事故（法第四十四条の二第三項に規定する特定事故をいう。以下同じ。）」に改め、同項第十号中「特殊保険」を「普通損害保険の特定特約部分（法第四十四条の二第三項に規定する特定特約部分をいう。以下同じ。）」に、「普通損害保険事故に該当する事故」を「特定事故以外の事故」に改め、同条第二項中「の場合には、」を「の場合にあつては」に改め、「付加保険料」の下に「、同項第九号の場合にあつては基本部分の純保険料、同項第十号の場合にあつては特定特約部分の純保険料。以下この項において同じ。」を加え、「てん補額」を「塡補額」に改める。

第十三条第一項中「第百条第二号」を「第九十九条第二号」に改め、同条第三項中「の定める」を「で定める」に改める。

第十四条中「三年から十年までの期間」を「十五年」に改める。

第十五条の見出し中「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

第十六条第一項第一号中「解てつされた」を「解撤された」に改め、同項第八号中「満期保険」の下に「の基本部分」を加え、「特殊保険事故に該当する事故」を「特定事故」に改め、同項に次の一号を加える。

九　満期保険の特定特約部分の保険の目的たる漁船が特定事故以外の事故により全損し、又は委付されたとき。

第十六条第二項中「の場合には、」を「の場合にあつては」に改め、「付加保険料」の下に「、同項第八号の場合にあつては基本部分の純保険料、同項第九号の場合にあつては特定特約部分の純保険料。以下この項において同じ。」を加え、「てん補額」を「塡補額」に改める。

第十六条の四第一項第一号中「普通保険」を「漁船保険」に改め、同条第二項中「てん補額」を「塡補額」に改める。

第十七条及び第十八条を削る。

第十六条の十の見出しを「（特定塡補区分）」に改め、同条中「第百三十八条の十三第二項」を「第百二十八条」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の七から第十六条の九までを削る。

第十六条の六の三第一項中「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に改め、同項第一号中「普通保険」を「漁船保険」に改め、同項に次の二号を加える。

三　漁船積荷保険の基本部分の保険の目的たる漁船積荷が特定事故により全損したとき。

四　漁船積荷保険の特定特約部分の保険の目的たる漁船積荷が特定事故以外の事故により全損したとき。

第十六条の六の三第二項中「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に改め、「のまだ経過しない期間に対する純保険料」の下に「（同項第三号の場合にあつては基本部分の純保険料、同項第四号の場合にあつては特定特約部分の純保険料。以下この項において同じ。）」を加え、「てん補額」を「塡補額」に改め、同条を第十七条とする。

第十六条の六の二中「第百二十六条の六」を「第百二十六条の七」に改め、同条を第十六条の七とする。